

重要

令和2年分確定申告の変更点

I. 青色申告特別控除

控除額	適用要件
55万円	① 事業所得または事業的規模の不動産所得のある人 ② 正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）で記帳 ③ 確定申告書に決算書（貸借対照表と損益計算書など）を添付 ④ 申告期限内に提出
65万円	①～④に加え、次の⑤と⑥のいずれかひとつを実施 ⑤ イータックスで申告 ⑥ 電子帳簿保存で仕訳帳および総勘定元帳を備付け・保存
10万円	前述の控除額の適用を受けない青色申告者

II. 基礎控除の引上げ

合計所得金額	令和元年分（改正前）	令和2年分（改正後）
2,400万円以下	38万円 （所得制限なし）	48万円
2,400万円超 2,450万円以下		32万円
2,450万円超 2,500万円以下		16万円
2,500万円超		-

III. ひとり親控除の創設

▶過去に婚姻関係がなくても適用できる「ひとり親控除」が創設

IV. 医療費控除は領収書（5年間自宅保管）の提出不要

▶医療費控除の明細書【内訳書】の添付が必要

VI. その他

▶令和2年分の確定申告において、上記以外に変更になった点もございます。

（「給与所得控除の引き下げ」「所得金額調整控除」「寡婦控除の見直し」「住宅借入金等特別特定取得」）

※詳細は、青色申告会事務局（881-8558）までお問合せください。